

# 札幌市多胎妊婦健康診査費助成事業のお知らせ

多胎妊娠に伴い、妊婦健康診査受診票14回分を越えて、さらに自費で妊婦健康診査を受けた費用の一部を助成します。

多胎妊娠の方1人につき、上限5,000円を5回助成します。

※多胎妊娠とは、母親の胎内で同時期に複数(2子以上)の胎児が発育すること。  
※三つ子以上でも追加回数は同じです。

## 対象者



妊婦健診受診日に札幌市に住民登録があり、妊婦健康診査受診票を14回使用し、令和6年10月1日以降に15回目以降自費で受診する多胎妊婦の方

## 申請方法

- ① 妊婦健康診査の14回目までは、母子健康手帳交付時に渡された妊婦健康診査受診票をご使用ください。
- ② 15回目以降の健診費用は自費で支払っていただき、支払った領収書と明細書を保管してください。
- ③ 最後の妊婦健康診査受診日から1年以内に「必要書類」を揃えて申請をしてください。
- ④ 上限5,000円を最大5回助成します。  
※助成金額は妊婦健康診査費用の全額ではありません。費用のうち、5,000円と自己負担額を比較して少ない方の金額をお支払いします。5,000円を超えた費用については、自己負担になります。  
※検査内容は、妊婦健康診査であれば、制限はありません。

## 必要書類

- ◆ 全てのお子様の母子健康手帳
- ◆ 使用後の札幌市妊婦一般健康診査受診票の冊子
- ◆ 領収書(母子健康手帳「妊娠中の経過」に記載された対象となる15回目以降の受診日の領収書)
- ◆ 預金通帳  
※申請者(妊産婦)以外の預金口座に振り込みを希望される場合のみ、申請者と受任者の印鑑が必要となります。  
※申請書は保健センターにあります。



申請窓口  
・  
問い合わせ先

お住いの区の保健センター  
※連絡先は右の二次元コードからご確認ください

